

令和7年度第2回和歌山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

1. 日時

令和8年2月3日（火）14:00～16:00

2. 場所

和歌山市勤労者総合センター6階 文化ホール

3. 会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 こども未来部長あいさつ
- 4 議題
（1）乳児等通園支援事業の認可について
- 5 子育て支援課長あいさつ
- 6 閉会

4. 会議資料

資料1 乳児等通園支援事業の認可について

資料2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 制度概要

5. 会議経過

司会

ただいまから和歌山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催いたします。

本日の会議は、委員9人のうち5人の出席、委任状が4通届いておりますので、和歌山市社会福祉審議会規則第8条第7項に基づき、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本会議は議事録作成のため録音させていただいております。ご了承ください。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆様、おはようございます。

改めまして本日はお忙しい中ありがとうございます。

前回の開催からあまり日は経っておりませんが、再び審議事項がございますので、お集まりいただきまして。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

続きまして、こども未来部長よりご挨拶申し上げます。

こども未来部長

本日はお忙しい中、和歌山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。また、平素は児童福祉の推進に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

少子化や核家族化が進む中で、女性の社会進出、経済状況による共働き世帯の増加など、子育てを取り巻く環境は、時代の流れとともに大きく変化しています。

本市では妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築し、こどもの健やかな育ちと子育てを支援する環境を整備することを目的に、こども・若者・子育て当事者の意見を反映させた「和歌山市こども計画」を令和7年3月に策定し、現在取り組んでいるところです。

本日は、「乳児等通園支援事業の認可」についてご審議いただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては活発なご意見・ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方の今後ますますの発展とご健勝をお祈りし、私の挨拶いたします。本日はよろしくをお願いいたします。

司会

本日出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

【委員紹介～】

引き続き市側の出席者を紹介させていただきます。

【市出席者紹介～】

司会

それでは、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

【資料確認～】

それでは、和歌山市社会福祉審議会規則第8条第6項により、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、これより議長を務めさせていただきます。

議事進行につきましては、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

では会議次第に基づきまして、会議を進めて参りたいと思います。

まず1つ目ですが、議題1「乳児等通園支援事業の認可」について、事務局から説明をお願いします。

保育こども園課

【資料1・資料2について説明～】

議長

ありがとうございます。

議題1について何かご質問はありますか。

委員

こども誰でも通園制度について公立保育所で実施されているということですが、令和7年度の実績はどの程度なのか教えてもらえますか。

保育こども園課

6月から開始して12月末までの実績となりますが、延べ人数で752名となります。

委員

大体見込み通りですか。

保育こども園課

見込み以上に利用していただいている感じです。

委員

選択肢が広がるということは良いことかと思えます。対象が満3歳未満となっておりますが、0歳児から3歳未満で預けたいけれども、なかなか上手く決まらない事例が多くあるように感じております。この制度が始まって、このあたりの受け入れの余裕は、各園で出てきていますか。

保育こども園課

現在、各園4月入所の調整をさせていただいているところなので、今後どれだけの余裕が生まれるかは、まだはっきりとは影響が出ておりません。

ただ、一人でも多くの方がこの制度の恩恵を受けられればというので、各園にお声がけをさせていただいている状況です。

委員

実際に制度を利用される方は、どのような手順で申し込むことになるのでしょうか。

保育こども園課

和歌山市のホームページの方に「LoGo フォーム」というものがありまして、電子申請という形で、年齢やどこの園にも通っていないことを確認してまず認定をさせていただきます。

その後、各施設に連絡を入れていただいて、国の予約システムというものがあるんですけども、そのシステムから親子面談の申込をし、各施設さんとお子さまの状況などを面談していただいて、最後にその予約システムを使って予約していただくという流れになっております。

委員

国のシステムということですが、これは全国统一ですか。

保育こども園課

そうなります。

委員

お住まいの市町村で申請になりますか。親御さんが、お仕事の都合などで他市で申請するという事は可能でしょうか。

保育こども園課

令和8年度からの本格実施にあたりまして、広域利用をすることができる予定となっております。支給は、お住まいの市町村で受ける形になります。

委員

もう一点確認なのですが、まだ園に通っていない発達の気になるお子さんでも原則的には利用できるということで大丈夫でしょうか。

保育こども園課

はい。可能でございます。

議長

予約システムについて質問です。システム内で情報を共有されると思うのですが、その情報は

他園・他市も見られる状態になりますか。また、面談時の情報や活動の報告などもシステムの中で管理されますか。

保育こども園課

一定の情報は確認できるようになっています。ただ、面談をした施設さんが基本的に見る形で、他の園が見ることはできません。

今後本格実施に伴って、他園をまたいで利用するケースにおいて、そういった情報が欲しい場合、園同士の情報公開を変えられるシステムにはなっております。

議長

それらの情報は、現場の先生が入力していくことになるかと思います。

そうすると、例えば減免を受けている世帯、虐待の疑いがある家庭、要対協（要保護児童対策地域協議会）にかかっているような家庭の情報は、どこまでシステムで共有されるのでしょうか。

保育こども園課

最初の認定の際に、減免情報などについては直接市とやり取りしますので、そこで分かることになります。なので、各施設さんが使う段階で分かるようにはなっております。

議長

これからの課題点となってくるかと思いますが、プライバシーに関する情報がネットワークで見られるようになってしまう点と、保育所の先生方が、そういう「気になる家庭」のご対応にあまり慣れていない場合があるということがあるかと思いますが、何を書くべきか、逆に書かない方がいいのか、一定の指示やマニュアルを出していただかないと共有すべきでない情報を共有してしまう恐れがあるため、その点についてご配慮いただければと思います。

委員

今の話で言うと、システムの中で申込をするということですが、その日のお子さんの様子などもシステムを通じて親御さんは確認することはできますか。

保育こども園課

そういうわけではないです。毎日の保育記録につきましては、現在も実施している一時預かりと同じような扱いで、各園さんで記録していただいて、その情報が他と共有されることは今のところありません。

委員

私、保育園をやっており、誰でも通園制度の話が出た時ぐらいから、一時預かりは、就労や病気など理由が必要である保護者のための制度ですが、誰でも通園制度は、こどもの権利の保障として、子どものために設置された制度となっているという説明を聞いております。

ただ、懸念しているのは、月に10時間、1回あたり1～2時間という短時間で、こどものこ

とを把握して信頼関係を構築していくというのは、非常に高い保育スキルが必要ではないかというところだと思います。保育士が集まらない状況の中で、これを行うとなると、人員配置や人件費の問題、様々な家庭との関わりが増えることによる課題など、なかなか難しい点も多いと考えます。当然できる場所にとっては良い制度であると思いますが、私のところだと、正直、今いっぱいいっぱいな状況ではあります。

確認ですが、月に10時間、1回で1時間～2時間、その時はこどもだけじゃなくて、親御さんも一緒にいいということですね。空いているクラスと同じ年代のこどもたちと一緒に部屋でうまくやれば良いですけど、なかなか空いている部屋もないという現状ではあります。ですから、やれる園はやったほうが良いとは思いますが、全ての園ができるかと言ったら、なかなか難しいと個人的には思います。参加したい気持ちはありますが、現状そういった状況にないのが正直な感想です。

議長

定期利用と柔軟利用というのは、園側から指定はできないのでしょうか。

保育こども園課

はい。利用形態に「定期利用」と「柔軟利用」という2つの方法がありまして、今、公立の2園でやっているのは定期利用の方で、曜日や時間を固定して保護者の方に継続的に来ていただく形です。そうすることで、お子さんも園に慣れやすくなりますし、園側も人員配置がしやすくなるという設定でさせていただいております。

議長

先ほどの委員のご意見に関して、和歌山県内の多くの園が共通していると思うのですが、制度自体はあった方がよいという前提だが、受け入れ側の負担があまりにも大きくなりすぎる可能性がある。そこには加えて収益の側面の課題も発生すると思います。

人手不足と言われ続けている中で、誰でも通園制度を更に作る、予約が入るか入らないかわからない状況の中、人員を確保しておかなければならない。実績がなければ助成金が出ないというリスクもあるかと思えます。

今の保育所・こども園・幼稚園の現状を考えると、人員確保が非常に難しいので、柔軟利用は難しく、定期利用でないと広がっていかないと考えます。ですので、そのあたりの実状と照らし合わせて制度についてご検討いただければと思います。

委員

おっしゃる通り、一時預かりと違って就労要件が不要ですので、利用者からすれば利用しやすいですが、園側からすると管理が難しい。国の方で制度を整えていってはいますが、保育人材の不足が叫ばれる中で、現場の実情が理解されていないように感じます。

議長

保育士人材が枯渇している中で、子育て支援員も対象になるのかもしれませんが、現時点では

人員確保の部分が喫緊の課題であると思います。

では続けて質問ですが、児童発達支援センターに通っている児童が、並行通園のようなイメージでこの制度を使うことは想定されますか。

保育こども園課

はい、児童発達支援センターとの並行通所も可能になっております。

議長*

それでは、児童発達支援センターが受け皿として対象となりうるということですか。

保育こども園課

はい、可能です。

議長

児童発達支援センターには、制度の説明や対象であるという通知などはしていますか。

保育こども園課

担当課である障害者支援課とは、始まる前にそういった話はしたのですが、実際に保育こども園課から児童発達支援センターへ今のところ案内等はしておりません。

議長

障がいのある方が誰でも通園制度を使う場合、保育所には療育の知識がどの程度あるのか、児童発達支援センターの方が良いのかという疑問がでてくるかと思います。そういったときに園選びといたしますか、プレ保育みたいなかたちでいろんな園を見てみたいという保護者のニーズも発生するかと思います。児童発達支援センターを考えている親御さんが、この制度を使ってお試し保育をするような可能性もあるかと思っています。

私が伝えたいこととしては、障がいのある子に対しても使える制度として周知していただければということです。

あと、賠償責任保険などはどうなっていますか。

保育こども園課

公立の方は、利用者の方を対象に保険に入っております。一時預かり事業などと同じような位置付けです。公立に関しては市がまとめて一括で加入しております。

議長

私立に関しても市がまとめてですか。

保育こども園課

私立に関しては、市がまとめてではありません。私立についても、各園で保険に入っていた

くように案内はしております。

議長

他にご意見はございますでしょうか。

それでは本日の議題に関して、事務局から提示された内容で問題ないということで委員の皆様よろしいでしょうか。

(委員一同、頷く)

はい、ありがとうございます。事務局からは何かほかに議題はありますか

事務局

ありません。

議長

それでは、以上をもちまして、児童福祉専門分科会の議事について終了いたしました。委員の皆様ご協力ありがとうございました。事務局へお返しいたします。

事務局

おかげさまをもちまして議事はすべて終了いたしました。ありがとうございました。それでは最後に子育て支援課長より閉会の挨拶をいたします。

子育て支援課長

本日はお忙しい中、ご出席いただき、貴重なご意見を賜り誠にありがとうございました。

皆様からいただいたご意見を踏まえ、本日の議題である「こども誰でも通園制度」をはじめ、子育て支援に関する各事業をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

今後ともご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

司会

以上をもちまして、本日の専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。